

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部 基本方針

令和2年2月21日作成
令和2年2月28日改定
令和2年3月10日改定
令和2年3月16日改定
令和2年3月23日改定
令和2年4月 8日改定
令和2年4月17日改定

国の専門家会議の提言等における本市の地域区分は、直近の1週間において、感染者が確認されていない地域となる「感染未確認地域」にあたりと判断しますが、4月7日に国の緊急事態宣言を受け、引き続き、「3つの密」（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を避けるための取組等をより一層徹底する。

また、4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されたことから5月6日までの対応として、次のとおり基本方針を改定します。

1 感染予防対策の実施について（以下、「感染予防対策」とする。）

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染予防対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

- ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。
- イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。
- ウ 換気を十分に行う。
- エ 多くの人々が密集することのないようにする。
- オ 多くの人々の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

（ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等）

2 イベント等の開催について

（1）市及び市関係団体が主催するイベント等

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、中止又は延期とするとしてきたが、感染予防対策を講じた上で開催できるものとする。

ア 市内・県内の方を参加対象者とするイベント等

感染予防対策を講じて開催できることとする。

また、自治会及び自治会連合会の活動についても同様とする。

すでに中止又は延期等を決定した催しについては、その方針に基づき対応いただくこととする。

イ 参加対象者に県外の方を含むイベント等

緊急性がないものについては、延期又は中止を検討する。

やむを得ず実施する場合は、感染予防対策を最大限講じるものとする。

なお、感染予防対策を講じることができないものについては、延期又は中止とする。

(2) 民間団体が主催するイベント等

(1) の市の意向を伝える。

3 市民への呼びかけについて

(1) 最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での活動を避けるように呼びかける。

(2) 全ての年代の市民の皆さんに、不要不急な外出は控えることを呼びかける。

(3) 緊急事態宣言が全国に拡大されたことにより、不要不急の移動は、特段の用事がない限り避けるよう、若者を含め、全ての市民に呼びかける。

(4) 東京都などの指定地域から本市に帰省や訪問された方は、既に感染している可能性が否定できないことから、周囲との接触機会を減らすよう呼びかけるとともに、指定地域からの帰省はできるだけ避けていただくよう呼びかける。

(5) 咳エチケットや手洗い等の励行等、個人でも感染予防対策をとることを呼びかける。

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、厚生労働省や県が発信する情報等を適切に提供する。

また、1の感染予防対策の実施に加えて、風邪症状者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を要請する。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全小中学校を臨時休業とする。

イ 保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、小学校において放課後児童クラブまでの時間、自習体制ができるようにする。

ウ 児童生徒の健康観察、生活、学習状況の確認のため、各校で感染予防に十分配慮した上で、登校日等を設定して対応する。

エ 中学校の部活動は、休業中は中止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全クラブを臨時休業とする。

イ 保護者が仕事等のため、児童が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午後2時から午後6時15分まで受入れを行う。

(3) 保育所及び認定こども園（保育部）について

ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全公立園を臨時休業とする。

イ 保護者が仕事等のため、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午前7時15分から午後7時まで受入れを行う。

ウ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園（幼児部）について

ア 4月14日(火)から5月10日(日)まで、市内全公立園を臨時休業とする。

イ 保護者が仕事等のため、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、午前8時30分から午後2時まで受入れを行う。

ウ 預かり保育についても、園児が自宅等で過ごすことができないなど、やむを得ないと認められる場合は、通常の預かり保育（午後2時から午後5時まで）及び朝夕の延長預かり保育（午前7時30分から午前8時30分までと午後5時から午後6時まで）の受入れを行う。

エ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

ア 4月14日（火）から5月10日（日）までの間、給食を中止する。

イ やむを得ず、小学校の自習に参加する場合は、弁当を持参する。

ウ やむを得ず、保育所、幼稚園及び認定こども園へ登園する場合は、弁当、おやつを持参する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

4月14日（火）から5月10日（日）まで、臨時休業とする。

(7) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

ア 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館は、4月20日（月）から5月6日（水）まで、臨時休館とする。

ただし、袋井図書館及び浅羽図書館における事前予約図書の貸出しに限り、月曜日を除く午前9時30分から午後5時30分まで対応する。

イ 澤野医院記念館については、4月18日（土）から当分の間、臨時休館とする。

6 市内公共施設の利用について

(1) 不特定多数が利用するコミュニティセンター等の市内公共施設について

利用にあたっては、感染予防対策を遵守する。ただし、袋井南コミュニティセンター中央ホールは、4月20日（月）から5月6日（水）まで、臨時休館とする。

(2) さわやかアリーナ、風見の丘等の市内体育施設等について

4月18日(土)から5月10日(日)まで、臨時休館とする。

7 この基本方針については、令和2年4月8日から5月6日までのものとする。

なお、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、基本方針を改定する。